

【別表1】

中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

令和6年4月1日施行

特定の業種において、一部教育項目の省略が認められていましたが、当該省略規定は廃止されます。

【別表2】

労働安全衛生法第59条

第1項 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令に定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第35条で実施すべきとされている労働安全衛生教育

- 1号 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2号 安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3号 作業手順に関すること。
- 4号 作業開始時の点検に関すること。
- 5号 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6号 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7号 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8号 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

令和6年4月1日以降、危険性、有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業所において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育訓練を行われるようにすること。

第2項 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。【9号】

第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定める労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行うよう努めなければならない。【10号】

労働安全衛生規則第36条(第1項～第39項)で特別教育を必要とする業務を参照のこと。

派遣元事業主は、派遣先に雇入れ時の安全衛生教育の一部を委託することができるが、その場合は派遣先の実施状況を確認することが必要となります。(委託した場合であっても実施の責任は派遣元にある)

雇入れ時の安全衛生教育は、できるだけ具体的に行うことが望ましく、そのためには基本的な項目については派遣元が教育してその内容を派遣先へ通知し、派遣先では現場の設備、具体的な作業手順等について教育を行うことが適当です。